

(別添4) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

<住民基本台帳ファイル>

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び同表に定める各条を引用)

番号法第19条第8号に基づく主務省令…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第8号に基づく利用特定個人

情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁、総務省令第9号)

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
1	厚生労働大臣	主務省令第2条の表1項	健康保険法(大正11年法律第70号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの(次条とは、主務省令第3条をいう。)	住民票関係情報
2	全国健康保険協会	主務省令第2条の表2項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第4条で定めるもの	住民票関係情報
3	健康保険組合	主務省令第2条の表3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第5条で定めるもの	住民票関係情報
4	厚生労働大臣	主務省令第2条の表5項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第7条で定めるもの	住民票関係情報
5	全国健康保険協会	主務省令第2条の表7項	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号。以下この条及び第9条において「平成19年法律第30号」という。)附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第9条で定めるもの	住民票関係情報
6	都道府県知事	主務省令第2条の表11項	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第13条で定めるもの	住民票関係情報
7	都道府県知事	主務省令第2条の表13項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第15条で定めるもの	住民票関係情報
8	市町村長	主務省令第2条の表15項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第17条で定めるもの	住民票関係情報
9	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表20項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第22条で定めるもの	住民票関係情報
10	市町村長	主務省令第2条の表28項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第30条で定めるもの	住民票関係情報
11	市町村長	主務省令第2条の表37項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第39条で定めるもの	住民票関係情報
12	都道府県知事	主務省令第2条の表39項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第41条で定めるもの	住民票関係情報
13	市町村長	主務省令第2条の表48項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの	住民票関係情報
14	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表53項	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。第55条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報
15	日本私立学校振興・共済事業団	主務省令第2条の表57項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第59条で定めるもの	住民票関係情報
16	厚生労働大臣又は共済組合等	主務省令第2条の表58項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第60条で定めるもの	住民票関係情報
17	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表59項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第61条で定めるもの	住民票関係情報
18	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	主務省令第2条の表63項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第65条で定めるもの	住民票関係情報
19	国家公務員共済組合	主務省令第2条の表65項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第67条で定めるもの	住民票関係情報
20	国家公務員共済組合連合会	主務省令第2条の表66項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和33年法律第129号)による年金である給付の支給に関する事務であって第68条で定めるもの	住民票関係情報
21	市町村長又は国民健康保険組合	主務省令第2条の表69項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第71条で定めるもの	住民票関係情報
22	厚生労働大臣	主務省令第2条の表73項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第75条で定めるもの	住民票関係情報
23	市町村長	主務省令第2条の表75項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第77条で定めるもの	住民票関係情報
24	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表76項	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。第78条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	住民票関係情報
25	都道府県知事等	主務省令第2条の表81項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第83条で定めるもの	住民票関係情報
26	地方公務員共済組合	主務省令第2条の表83項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第85条で定めるもの	住民票関係情報

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
27	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	主務省令第2条の表84項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和37年法律第153号)による年金である給付の支給に関する事務であって第86条で定めるもの	住民票関係情報
28	市町村長	主務省令第2条の表86項	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置に関する事務であって第88条で定めるもの	住民票関係情報
29	市町村長	主務省令第2条の表87項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第89条で定めるもの	住民票関係情報
30	厚生労働大臣又は都道府県知事	主務省令第2条の表91項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第93条で定めるもの	住民票関係情報
31	都道府県知事等	主務省令第2条の表92項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって第94条で定めるもの	住民票関係情報
32	市町村長	主務省令第2条の表96項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第98条で定めるもの	住民票関係情報
33	市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	主務省令第2条の表106項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって第108条で定めるもの	住民票関係情報
34	市町村長	主務省令第2条の表108項	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第110条で定めるもの	住民票関係情報
35	厚生労働大臣	主務省令第2条の表110項	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって第112条で定めるもの	住民票関係情報
36	厚生労働大臣	主務省令第2条の表112項	雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって第114条で定めるもの	住民票関係情報
37	後期高齢者医療広域連合	主務省令第2条の表115項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第117条で定めるもの	住民票関係情報
38	厚生労働大臣	主務省令第2条の表118項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって第120条で定めるもの	住民票関係情報
39	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表124項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第126条で定めるもの	住民票関係情報
40	厚生労働大臣	主務省令第2条の表129項	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号。以下「平成8年法律第82号」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第131条で定めるもの	住民票関係情報
41	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	主務省令第2条の表130項	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第132条で定めるもの	住民票関係情報
42	市町村長	主務省令第2条の表132項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第134条で定めるもの	住民票関係情報
43	都道府県知事	主務省令第2条の表136項	被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって第138条で定めるもの	住民票関係情報
44	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	主務省令第2条の表137項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第139条で定めるもの	住民票関係情報
45	厚生労働大臣	主務省令第2条の表138項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号。以下「平成13年統合法」という。)附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第140条で定めるもの	住民票関係情報
46	独立行政法人日本学生支援機構	主務省令第2条の表141項	独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第143条で定めるもの	住民票関係情報
47	厚生労働大臣	主務省令第2条の表142項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第144条で定めるもの	住民票関係情報
48	都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表144項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第146条で定めるもの	住民票関係情報
49	厚生労働大臣	主務省令第2条の表149項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律(平成19年法律第111号)による保険給付又は給付の支給に関する事務であって第151条で定めるもの	住民票関係情報
50	厚生労働大臣	主務省令第2条の表150項	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律(平成21年法律第37号)による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって第152条で定めるもの	住民票関係情報
51	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	主務省令第2条の表151項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)による就学支援金の支給に関する事務であって第153条で定めるもの	住民票関係情報

No.	提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報
52	厚生労働大臣	主務省令第2条の表152項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第154条で定めるもの	住民票関係情報
53	市町村長	主務省令第2条の表155項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第157条で定めるもの	住民票関係情報
54	厚生労働大臣	主務省令第2条の表156項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第158条で定めるもの	住民票関係情報
55	都道府県知事	主務省令第2条の表158項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第160条で定めるもの	住民票関係情報
56	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))	主務省令第2条の表160項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって第162条で定めるもの	住民票関係情報
57	地域優良賃貸住宅制度要綱(平成19年3月28日付け国住備第160号国土交通省住宅局長通知)第2条第9号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第16号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	主務省令第2条の表163項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって第165条で定めるもの	住民票関係情報
58	都道府県知事	主務省令第2条の表164項	「特定感染症検査等事業について」(平成14年3月27日付け健発第〇三二七〇一〇二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第166条で定めるもの	住民票関係情報
59	都道府県知事	主務省令第2条の表165項	「感染症対策特別促進事業について」(平成20年3月31日付け健発第〇三三一〇〇一〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第167条で定めるもの	住民票関係情報
60	都道府県知事	主務省令第2条の表166項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成30年6月27日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第168条で定めるもの	住民票関係情報

別添5 5. 特定個人情報の移転

移転先1	個人住民税関係事務(市民税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する個人住民税賦課対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先2～5	
移転先2	軽自動車税関係事務(市民税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する軽自動車税賦課対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先3	固定資産税関係事務(資産税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する固定資産税賦課対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先4	収納管理事務(納税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する各種市税賦課対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先5	滞納管理事務(納税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する各種市税滞納者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先6～10	
移転先6	国民健康保険資格事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目44に基づく利用
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険の資格を有する者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先7	国民健康保険賦課事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目24に基づく利用
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険賦課対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先8	国民健康保険給付事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目44に基づく利用
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険給付対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先9	国民健康保険税滞納整理事務(納税課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目44に基づく利用
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民健康保険税滞納者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先10	国民年金事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目46,47に基づく利用
②移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの。 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給又は掛金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する国民年金資格者・給付者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先11～15	
移転先11	後期高齢者医療保険事務(国保年金課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目85に基づく利用
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する後期高齢者医療保険対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先12	介護保険事務(介護保険課)
①法令上の根拠	番号法別表の項100に基づく利用
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 45%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する介護保険対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先13	介護認定事務(介護保険課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目100に基づく利用
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する介護保険対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先14	老人及び養護者に対する措置事務(長寿福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目61に基づく利用
②移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <small><選択肢></small> <small>1) 1万人未満</small> <small>2) 1万人以上10万人未満</small> <small>3) 10万人以上100万人未満</small> <small>4) 100万人以上1,000万人未満</small> <small>5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する老人及び養護者に対する措置対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先15	各種予防接種に関する事務(感染症・疾病対策課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目14に基づく利用
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する各種予防接種対象者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (ワクチン接種記録システム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先16～20	
移転先16	保健指導、健康診査、訪問指導に関する事務(健康づくり推進課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目70に基づく利用
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する保健指導・健康診査等対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先17	健康増進事業に関する事務(健康づくり推進課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目111に基づく利用
②移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する健康増進事業対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先18	生活保護関係事務(生活福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目23に基づく利用
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する生活保護対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先19	養育医療給付事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目70に基づく利用
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)による相談、支援、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、産後ケア事業の実施、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する養育医療給付対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先20	中国残留邦人等支援給付事務(生活福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目94に基づく利用
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する中国残留邦人等支援給付対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先21～25	
移転先21	中国残留邦人等支援給付事務(生活福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目95に基づく利用
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する中国残留邦人等支援給付対象者
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先22	障害児通所支援事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目9に基づく利用
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する障害児通所対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先23	身体障害者手帳交付事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目20に基づく利用
②移転先における用途	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する身体障害者手帳対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先24	精神障害者手帳交付事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目22に基づく利用
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する精神障害者手帳交付対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先27	特別障害者手当支給事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目67に基づく利用
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する特別障害者手当対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先28	経過的福祉手当支給事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目67に基づく利用
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する経過的福祉手当対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先29	障害者総合支援事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目117に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する障害者総合支援対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先30	更生医療管理事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目117に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する更生医療管理対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先31～35	
移転先31	育成医療管理事務(障がい福祉課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目117に基づく利用
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する育成医療管理対象者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先32	認可保育所入所者管理事務(幼稚園・保育課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目9に基づく利用
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する認可保育所入所者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先33	母子生活支援・相談事務(こども家庭課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目10に基づく利用
②移転先における用途	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する母子生活支援対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先34	児童扶養手当管理・給付事務(こども政策課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目56に基づく利用
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人未満]</div> <div style="width: 55%;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する児童扶養手当対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () </div> <div style="width: 45%;"> <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 </div> </div>
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先35	母子家庭自立支援給付事務(こども家庭課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目65に基づく利用
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する母子家庭自立支援給付対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先36～40	
移転先36	児童手当管理・給付事務(こども政策課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目81に基づく利用
②移転先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する児童手当対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先37	子ども・子育て支援新制度事務(幼稚園・保育課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目127に基づく利用
②移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する子ども・子育て支援新制度対象者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先38	公営住宅の管理事務(住宅政策課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目27に基づく利用
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する公営住宅入居者
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先39	改良住宅の管理事務(住宅政策課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目52に基づく利用
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する改良住宅入居者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先40	児童手当認定請求書の受付業務(人事課)
①法令上の根拠	番号法別表の項目81に基づく利用
②移転先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する児童手当対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先41～45	
移転先41	—
①法令上の根拠	—
②移転先における用途	—
③移転する情報	—
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—
⑥移転方法	[] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	—
移転先42	重度心身障がい者医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表一の項目1に基づく利用
②移転先における用途	福島市重度心身障がい者医療の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[] 1万未満 [] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市重度心身障がい者医療費の助成の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先43	ひとり親家庭医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表一の項目2に基づく利用
②移転先における用途	福島市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市ひとり親家庭医療費の助成の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先44	子ども医療費助成事務(共生社会推進課)
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表一の項目3に基づく利用
②移転先における用途	福島市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市子ども医療費の助成の対象者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先45	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて実施する保護に関する事務(生活福祉課)	
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表一の項目4に基づく利用	
②移転先における用途	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の対象者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先46～48		
移転先46	福島市第三種市営住宅管理事務(住宅政策課)	
①法令上の根拠	福島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表一の項目5に基づく利用	
②移転先における用途	福島市営住宅等条例(平成9年条例第34号)による第3種市営住宅又は地域優良賃貸住宅若しくは子育て定住支援賃貸住宅の入居等に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住所を有する福島市営住宅等条例による第三種市営住宅の入居者	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時	
移転先47		
①法令上の根拠	—	
②移転先における用途	—	
③移転する情報	—	
④移転する情報の対象となる本人の数	[]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	—	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	—	

移転先(3)	戸籍事務(市民課)
①法令上の根拠	番号法による使用(運用)は行わない。
②移転先における用途	住基法に基づく戸籍の附票記載にかかる用途
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に戸籍を有する者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時
移転先(4)	印鑑登録事務(市民課)
①法令上の根拠	番号法による使用(運用)は行わない。
②移転先における用途	福島市印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和五十年三月二十五日条例第六号)で定められた用途
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	印鑑登録対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 市内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	必要に応じて随時

移転先(5)	選挙事務ほか(選挙管理委員会等)
①法令上の根拠	番号法による使用(運用)は行わない。
②移転先における用途	公職選挙法等その他関係法令に基づく用途に使用するため、福島市個人情報保護条例(平成十三年三月二十八日条例第二)に基づく手続きを行いその用途に使用する場合。
③移転する情報	個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、世帯情報等の住民情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	福島市に住民登録を有する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 市内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	必要に応じて随時